

# 公益社団法人 全国シルバー人材センター事業協会会費規程

昭和57年7月1日

規程第1号

改正 昭和61年6月20日

平成元年8月8日

平成5年6月10日

平成6年6月10日

平成8年10月1日

平成22年6月22日

平成23年6月21日

平成24年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会（以下「協会」という。）定款第7条に定める会費に関し、必要な事項を定める。

(会費の額等)

**第2条** 会員が一会計年度に納入すべき会費の額等は、別表に定めるところによる。ただし、シルバー人材センター連合（以下「連合」という。）の会員の会費については連合の会費として納入されるものとする。

(納入期日)

**第3条** 会費は、毎年1回6月末までに納入するものとする。ただし、会費を6月と12月に分割納入することができる。

2 会員が、年度途中で加入した場合には、加入後2ヶ月以内に会費を納入するものとする。

(委任)

**第4条** この規程に定めるもののほか、会費に関して必要な事項は、理事会で定める。

附 則

- 1 昭和57年度において、全国高齢者事業団・シルバー人材センター等連絡協議会に納入した会費は、協議会の昭和57年度会費の内払いとみなす。
- 2 昭和57年度は、第3条第1項の規定にかかわらず納期を8月末とする。
- 3 この規程は、協議会設立許可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この改正会費規程は、昭和61年6月20日より施行し、第2条第1項の別表に定める額は、昭和61年度の会計年度から適用する。
- 2 昭和61年度において、社団法人全国シルバー人材センター協議会に納入した会費は、協会の昭和61年度会費の内払いとみなす。
- 3 昭和61年度は、第3条第1項の規定にかかわらず納期を8月末までとする。

附 則

この改正会費規程は、平成元年8月8日より施行し、第2条第1項の別表注3の表に定める額は、平成元年度の会計年度から適用する。

附 則

この改正会費規程は、平成5年6月10日より施行し、第2条第1項の別表注3の表に定める額は、平成5年度の会計年度から適用する。

附 則

この改正会費規程は、平成6年6月10日より施行し、第2条第1項の別表注1及び別表注3の表に定める額は、平成6年度の会計年度から適用する。

附 則

- 1 この改正会費規程は、平成8年10月1日より施行する。
- 2 平成8年度において、社団法人全国シルバー人材センター事業協会に納入した会費は、協会の平成8年度の会費の内払いとみなす。
- 3 連合の指定が行われていない都道府県内の会員の会費の額は、従前の規程を適用する。

附 則

この改正会費規程は、平成22年6月より施行し、第2条第1項の別表注1及び別表注3の表に定める額は、平成22年度の会計年度から適用する。

附 則

この改正会費規程は、平成23年6月より施行し、第2条第1項の別表注1及び別表注3の表に定める額は、平成23年度の会計年度から適用する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

別 表

種別	区 分		基準の額 (円)	会費の額
正会員 (連合)	シルバー人材センター連合本部	15センター以上	95,000	連合本部の基準額に加入会員の区分に応じてその数に基準を乗じて得た額を加算した額
		14センター以下	65,000	
	連合の会員であって国庫補助の対象となっている団体 (広域を含む)	Aランク	130,000	
		Bランク	90,000	
		Cランク及び新規	60,000	
	連合の会員であって国庫補助の対象となっていない団体	市の地域団体	50,000	
町・村の地域団体		20,000		
特別会員			60,000	左の額
賛助会員	都道府県・市町村 (特別区を含む)		1口 (10,000)	下記注3の口数を基準とする額
	その他の団体			

(注) 1 正会員中ABCのランクは、毎年度国が国庫補助の対象となっている団体について定める補助ランクと同じとする。

2 正会員が年度途中で加入した場合の会費(連合会費に加算される基準額)の額は、次のとおりとする。

(1) 国庫補助の対象となっている団体

ア 国庫補助対象開始月が当該年度の9月以前……………全額

イ 国庫補助対象開始月が該年度の10月以後……………1/2の額

(2) 国庫補助の対象となっていない団体

ア 加入した時期が当該年度の9月以前……………全額

イ 加入した時期が当該年度の10月以後……………1/2の額

3 賛助会員の会費口数は、以下を基準とする。

種 類		口 数	備 考
都 道 府 県		連合の会員であって国庫補助の対象となっている団体×5口	
市・特別区		5口	補助対象となっている支部を有する場合には、当該支部数×5口以上を左の口数に加算する。
町・村		3口	
そ の 他	法人	5口以上	
	団体	2口以上	
	個人		

備考： 広域設置シルバー人材センター又は連合加入団体を管轄する市町村にあつては、次のとおりの口数とする。

- (1) 代表となる市（町） 上記の口数
- (2) 上記以外の市 2口以上
- (3) 上記以外の町村 1口以上

4 正会員は、市町村（特別区を含む。）の賛助会員の会費を合わせて納入することができる。